

# 1月31日(金)期限の申告書等について

郵送による提出の場合は、1月31日(金)必着にご協力をお願いします。

## 固定資産税に関する申告書

### ◎償却資産申告書

固定資産税の対象となる償却資産(無形減価償却資産を除く)の所有者は、1月1日現在の資産を1月31日(金)までに申告してください。(申告用紙が届いていない事業所はご連絡ください。)

太陽光発電設備を所有されている法人または個人事業主は、償却資産の申告が必要です。また、10kW以上の発電規模を持つものは、住宅用のものであっても課税対象となりますので申告が必要です。

※**償却資産とは**、個人または法人で工場や商店、農業などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具、備品など(土地・家屋を除く)のことです。毎年1月1日現在所有している償却資産について申告していただくことになります。

#### 【番号の記載と本人確認の実施】

申告書などの書類を提出する際は、各書類にマイナンバー制度の個人番号・法人番号を記載する必要があります。また、個人番号を記載した書類を提出する際は、成り

すましを防止するため、個人番号・本人確認書類を提示していただくなどの本人確認措置が必要となります。

### ◎家屋異動申告書

令和6年1月から12月までの間に、家屋を取り壊された方や家屋の用途を変更された方は、「家屋異動申告書」を提出してください。

### ◎住宅用地申告書

令和6年1月から12月までの間に、土地を新たに住宅の用に供したり、住宅の用に供していた土地を住宅以外の用に供した場合など、住宅用地の利用状況に異動があった場合には、1月31日(金)までに「住宅用地申告書」を提出してください。

また、住宅に係る家屋の用途を変更された場合も申告が必要です。

問 市税務課 固定資産税担当(市役所1階)

☎32・2115/FAX33・3401

✉koteishisanzei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

## 事業主の皆さま

## 個人住民税に関する報告書

### 給与支払報告書の提出をお願いします

給与支払者は、令和6年分の給与について、給与の支払いを受けている方の令和7年1月1日現在(中途退職した方については退職時)の住所地の市町村へ給与支払報告書を提出することとなっています。

なお、給与支払報告書は、税務署への「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出とは別に、該当する市町村に提出していただくものです。

■ **提出日** 1月31日(金)必着 ※期限厳守のうえ、お早めに提出してください。

■ **提出対象者** 事業主の方が令和6年1月1日から12月31日までの間に給与の支払いを行った従業員の方  
 ※役員・正社員・アルバイト・パートの別や所得税の確定申告有無の別、支払い給与の多少にかかわらず提出してください。  
 ※中途退職した方、給与所得の源泉徴収税額表の乙欄・丙欄適用の方も提出してください。

### 電子申告が便利です

本市では、給与支払報告書のご提出の際にeLTAX(エルタックス)の利用を推奨しています。eLTAXは、地方税の申告や納税を、自宅やオフィスからインターネットを通じて簡単に行うことができるシステムです。この機会にぜひご活用ください。詳しくは、eLTAXホームページ(下記2次元コード)をご参照ください。

電子申告を  
ご利用いただく  
メリット

- 複数の地方公共団体へ一括提出
- 提出の際の郵送料や事務負担を軽減
- 専用ソフトウェアによる入力支援機能
- 電子申告のほか、関連の届出や電子納税にもご利用いただけます



### 原則全ての事業主の皆さまに従業員の個人住民税を特別徴収していただきます

徳島県と県内全市町村は、個人住民税の特別徴収徹底のため「徳島県統一基準」に該当する場合を除き、事業主の皆さまに従業員の個人住民税の特別徴収を実施していただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

#### ○徳島県統一基準

原則、全ての従業員の方が特別徴収の対象となりますが、右ページ上段の表にある基準(普Aから普E)のいずれかに該当する場合は、当面、給与支払報告書の提出時に「普通徴収該当理由書」を併せて市町村へ提出することにより、例外的に普通徴収(従業員が市町村から送付される納付書で納付する方法)が認められます。



「普通徴収該当理由書」については、市ホームページ(右記2次元コード)に様式を掲載しています。 **市ホームページ**

問 || お問い合わせ先

